

新旧対照表

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

新	旧
<p>(特殊な療法等) 第8条 (略) 2 条例第196条第6号(条例第216条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める医薬品は、<u>指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品</u>(平成12年厚生省告示第125号)に定める医薬品とする。</p>	<p>(特殊な療法等) 第8条 (略) 2 条例第196条第6号(条例第216条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める医薬品は、<u>指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品</u>(平成12年厚生省告示第125号)に定める医薬品とする。</p>